

■第 2 回岩倉市基本条例検討委員会 グループワーク結果まとめ

	タイトル	グループ	岩倉市にもあったらよい、盛り込むべきと思う条文	備考・補足
1. 前文	岩倉らしさ	B	・流山/ 5 条 1 項/目指すまちの姿/「地域の生態系の保全と景観に配慮したまち」岩倉といえは五条川と桜だから ・柏崎市/ 6 条 5 項/（まちづくりの目標）歴史と伝統を継承し…/岩倉にはお寺がたくさんあり、立派な山車もあるから	めざす姿・歴史・伝統「誇り」
	基本理念を位置づけるべき まちづくりの目標を位置づけるべき	C	・柏崎市/ 4 条/まちづくりの基本理念/市民の幸福の実現を目指し進める ・柏崎市/ 6 条/まちづくりの目標/すべての市民（1）（2）（3）（4）が良い ・柏崎市/ 6 条 2 項/まちづくりの目標/市民を育むこと 共感でできること	すべての市民という表現が Good！” 市民を育むこと” 共感” 柏崎市は言葉が分かりやすい
	市民の責務	A	・一宮市/前文の 2 段落目/内容がはっきりわかりやすい	
	全体の事	B	・安城市/全文/文章表現が堅くなくて大変良いと思います ・刈谷市/全体/最近のもので基本的に良いのでは	刈谷がいい
	条例の名称について	C	まちづくり基本条例の方が good!	
2. 総則 ○条例の目的 ○条例の位置づけ ○用語の定義 ○自治の基本原則	目的	B	・安城市/ 1 条/目的/市民参加と協働による自立した地域社会の実現 ・刈谷市/第 1 章/ 1 条/目的/条例の目的が明確に示されていて分かりやすい	魅力を盛り込む
		C	・流山市/ 1 条/目的/市民の福祉向上のためにあること	
	基本理念	A	・流山市/ 2 章 4 条/基本理念/主権市民 基本的人権の尊重 はっきり	原則が徹底
	基本原則	A	・日進市/ 4 条 6 項/男女共同参画の原則/岩倉市の特徴的な取組	
		B	・刈谷市/第 2 章 4 条/自治の基本原則/必要な事が書いてあり分かりやすい ・流山市/ 5 条/目指すまちの姿/目指すまちの姿は政策なので、条例で記述すべきでない	分かりやすさ 言い回しについての議論は必要！
		C	・刈谷市/ 4 条 1、2 項/自治の基本原則/必要な事項がコンパクトに表現。子どもの育成と尊重を追加したい。岩倉市の将来像を総合計画で描き、目指すまちの姿を加えたい ・安城/第 2 章/自治の基本原則/市民参加と協働の原則の位置づけが明確	①参加、②協働、③情報共有、④適正な市政 ①参加と協働、②情報共有
	まちの姿	A	・流山市/第 5 条/市民の権利、責務が分かりやすい ・流山市/ 2、5 条/目指すまちの姿/イメージがつかみやすく、そのためにどうするか考えやすい	子どもをイメージすると これからの自治、まちの姿がイメージしやすい
		論点	・基本理念、基本原則、まちの姿、以上の 3 つの関係性、整合性、表現の仕方などに留意する必要がある。	
	位置づけ、最高規範	A	・大和/ 1、2 条/最高規範性/条例の位置づけを明確にしている	条文に書くと担保される？
		B	・安城市/第 2 条/条例の位置づけ/市の最高規範としての位置づけが必要 ・大和市/ 2 条/最高規範性/他自治体は「位置づけ」で規定「憲法」的要素をもつものならこれぐらいのタイトルがふさわしい	当然！！見出しにも 総合計画の位置づけ→市政運営へ
		C	・流山市/ 2 条/ 条例の位置づけ/最高規範であること条例に適合するように	
		論点	・自治基本条例に最高規範と位置づけることで、市の条例の間に上下関係をつくることができるのか、またそうすべきか。	
	定義はしっかりと	C	・安城市/ 3 条/定義/まず「市民」「住民」という言葉が何を指すのか、どこまでを含むのか明確になってないと始まらない	
	コミュニティの役割	A	・柏崎市/12 条/地域コミュニティの役割/地域コミュニティがまちの担い手になると思うから ・日進市 他/16 条 1 項/市民自治活動/市民にとって一番身近な集合体である地域コミュニティを強くすることで市全体の力を強めることができる	地域力の向上
3. 市民の権利と役割と責務	市民（個人）の権利、責務	A	・大和市/ 9 条/市民の権利、市民の責務、市職員の責務/権利と責務を明確にすることでそれぞれの役割と必要性が分かりやすくなるそれぞれの責務も重要 ・安城市/ 9 条/次世代、市の将来に配慮するという表現が必要と思えたので	市民は行政任せにはいけない 将来に対する責務

	タイトル	グループ	岩倉市にもあったらよい、盛り込むべきと思う条文	備考・補足
	権利	C	・安城市/第3章/市民/市民の権利、責務が明確、詳細 ⇔日進は憲法で位置づけられているものまで載せている あれもこれもだと抜け落ちたところが説明出来なくなる	安城、刈谷も同様 参加、知る、行政サービス
		論点	・市民の権利として、憲法に位置付けられている項目まで記載するか。	
	知る権利	B	・日進市/第8条/知る権利/市民の情報を知る権利が必要 ・刈谷市/5条/市民の権利、責務/市民の意識が様々、確認にため掲載する必要がある	
	参加は強制されない	B	・柏崎市/7条2項/参加する権利/まちづくりに安心して参加せずにいられる ・一宮市/6条/市民の役割/市民はまちづくりに参加しなければいけないが強制されてはいけない。ベッドタウンだから働く人も居心地いいまちが良いと思う。	6. の参加と関係
	役割	B	・柏崎市/11条2項/市民の役割/事業者を上手く取り込めないか？	事業者も市民
	経費の応分の負担 必要か？	C	・安城市/9条3項/市民の責務/必要な経費について応分の負担	応益、応能 日進=安城 刈谷=大和 経費とは言っていない 障がい者にとってきつい のでは？
		論点	・経費の応分の負担についての記載は必要か。	
	子ども ※岩倉市子ども条例とのかねあい	A	・流山市/12条/子どもの意見表明の機会の保障/子どもの市民としての位置づけを明確にし、市民としての意識をもつ機会として ・流山市/第12条/子どもの意見表明の機会の保障/子どもの頃から少しでも市政にふれてもらう ・大和市/11条/子ども/子どもに対する市の立場を明記することは必要だと思われましたので	子どもの参加機会（子ども条例にも位置づけ） 役割、まちの担い手としても子どもをいかす
4. 議会の役割と責務		A	Q. 既存の議会基本条例を自治基本条例でどう位置づけられるのか？	
	議会の位置づけは大事	C	・安城/10条/議会の責務/市政の監視 市民の意思、反映	監視 市民の意思反映 議会基条例と要整合
5. 市長・行政執行機関・職員の役割と責務		A	当たり前に入ってくる項目という認識	
6. 参加と協働の仕組み ○市民参加 ○市民自治活動（地域自治活動） ○住民投票 ○連携	市民参加（子どもの参加）	A	・日進市/15条3項/市民参加/子どもの市民参加についての努力義務。明記は必要と思いましたが ・一宮市/第9条/子どもの参加の機会の保障/自分のまちに愛着が持てる	子どもの参加を促す仕組み（愛着を持って）
		B	・一宮市/8条/市民の参加の機会の保障/岩倉はベッドタウンだから多様な方法で市民参加を促すことが必要だと思う	
		C	・流山市/13条2項/参加の機会の保障/多様な方法を用いて意見や提案を求める ・流山市/13条/参加の機会の保障/地方自治の本旨のひとつである「住民自治」の仕組みを補完するため	あまりやりすぎると…市民が受け身になること
		論点	・多様な参加の機会・周知の徹底を記載する一方で、不参加の自由についても位置づけるなど、どのように記載するか。	
	子どもの参加	B	・大和市/11条/（子ども）/この条例で記述すべき事項ではない ・大口/4条/参加と協働の基本的な約束/約束として必要だと思う	子どもの参加について記述すべき？
		C	・刈谷/10条/子どもへの責務 ・刈谷/10条/子どもへの責務/独立していて条立している	市、議会、執行機関のしくみとして記述
		論点	・子どもについての記載を、どのようにするのか。 ①子どもへの責務として位置付けている（刈谷市） ②まちづくりの目標に位置付けている（柏崎市） ③子どもの参加の権利として位置付けている（一宮市、大口町、日進市） ・岩倉市子ども条例との整合性にも留意する。	

	タイトル	グループ	岩倉市にもあったらよい、盛り込むべきと思う条文	備考・補足
	まちづくりの主体	A	・柏崎市/2、5条/まちづくりの主体/(一番)大切な物を一文でまとめている ・大口町/2条/まちづくりの担い手/市外の個人をどうするか ・安城市/15条/コミュニティ/地域のつながりが重要 ・一宮市/15条/非営利活動団体/まちづくりの主体に位置づける必要があるため ・一宮市/15条/非営利活動団体/NPO等の活動も重要になっている	市外の人の扱いは？ 地域組織（区の役割を盛り込みたい）⇒明確に位置づけてほしい 非営利活動団体を条例に定義として入れるのは初めて 法人の有無による扱いの違いをどうするかは今後検討
	担い手の育成	B	・日進市/第15条/市民参加/市民と協働を進める上で必要 ・小田原市/9条/自治の担い手の育成/小さなまちなのでみんなでやらなければいけない。市民の「そこちから」	
	コミュニティ・地域の責務	B	・安城15条 知立 6条/コミュニティ/「地域組織の責務」（議会との関わりのないものに…）	自分達地域の事は自分たちで
		C	・安城市/15条/コミュニティ/市民主体、まちづくり、地域づくり、地縁の再生 ・大口町/10条/地域自治組織の役割/地域で解決できることは地域で ・大口町/10条/地域自治組織の役割/防犯、防災面 etc で力を発揮する地域自治組織がこれからは重要！！ ・大口町/11条/ 地域自治組織と町の執行機関の関係/地域自治組織がより効果的に機能するために行政との連携が必要	行政区 地縁と志縁のコラボが大事 子ども条例との要整合 共助、地域が大前提で行政はそれを支援するスタンス
	協働	A	・一宮市/13条/協働によるまちづくり/市民協働の理念を担保するため ・流山市/15条1項/協働によるまちづくり/協働により多くの可能性が見出せる。また、3項で市の役割として効果的に推進するための制度の整備に努めることがうたわれている	
		C	・大口町/5条/参加と協働の効果/協働によってまちづくりが成り立っている→まちづくりの大前提 ・茅ヶ崎市/26条/協働/市民協働のルールブック ・一宮市/13条/協働によるまちづくり/市民と市の協働を簡明に表現。行政の縦割り排除のために執行関内部の協働も入れたい	協働が具体的 重みある位置づけ（大前提） 協働のルールブックを踏まえること！ 行政内部の協働が大事
	連携	A	・日進/17条/連携/内を向いたコミュニティは発展しにくい	市外との連携は必要
	住民投票	A	・大和市/第8章 30, 31条/住民投票/住民投票が現実に近い気がする。投票権16年以上がいい ・流山市/17条/市民投票/市民の意思表示の機会として明記されていりことは良いことだと思いましたので ・大口町/18条/住民投票制度/住民投票にかけられる事項とかけられない事項を明確にする。必要性はあるか	ルールはどう規定する？（条例別） 市民と市のコミュニケーションの手段
		B	・安城市 17条 伊賀市 19条/住民投票/「投票に必要な事項はその都度別の条例で…」大切 定住外国人の参加に配慮を	外国人の参加、配慮
	危機管理	B	・安城市/18条/危機管理/住民と自己管理をもっとやらせるうえで必要。他人だよりで無関心。	
		C	・安城/18/危機管理/市民参加の活動のスタート ・流山市/27条/危機管理体制の確立/緊急時にきちんと機能できるようにしておく	市+自助+コミュニティ（共助） 市（公助）
		論点	・危機管理について、共助の取組として「6. 参加と協働の仕組み（市民自治活動）」で位置づけるのか、行政の役割として「7. 市政の運営（市の危機管理体制の確立）」として位置付けるか、検討が必要である	
	地域懇談 出前対話	A	・大口町/16条/出前対話/多様なコミュニケーション手段の制定は良いと思いました。ただ時代にそぐわなくなった時の対応が…	具体的な記載は？
		B	・大口町/17条1項/地域懇談会/ 実際行われ、どのような状況か？	

	タイトル	グループ	岩倉市にもあったらよい、盛り込むべきと思う条文	備考・補足
			・大口町/16 条 1 項/出前対話/実際行われ、どのようなじょうきょうか？	
7. 市政の運営 ○行政組織 ○計画的な市政運営（総合計画等） ○情報公開・個人情報の保護 ○行政手続き ○財政 ○行政評価 など	総合計画の位置づけ	A	・流山市/22 条 3 項/総合計画/計画見直し手続きが必要だと思いましたが、より具体的なプロセスの明記があっても良いかと	見直しについても規定？ 本格的整合性は？（ex 知立）
		B	・茅ヶ崎市/18 条/総合計画等/10 年おきに総合計画を行なっているから ・一宮市/第 10 条/総合計画/総合計画の位置づけをする必要がある	
		C	・柏崎市/19 条 2 項/総合計画/作成過程に市民参加をうたっている ・流山市/22 条/総合計画/位置づけの明確化	市民参加も位置づけている
	情報共有は財産	C	・大和市/ 5 条/情報共有の原則/情報効果の進展 ・流山市/ 8 条/情報共有/市が保有している情報は市民共有の財産であるという意識が必要	
	議事録の公開と委員公募	C	・流山市/28 条/審議会等/委員の公募、議事録の公開は現在でも行っているがあくまで任意のものであり根拠付けけるもの	
	パブコメの規定化（ルール）を！	C	・大口町/14 条/意見公募手続/現在もパブリックコメントは行われているが任意でやっているものなので義務づけたほうが良い	
	個人情報	B	・安城市/25 条/情報公開及び個人情報の保護/文面の「個人の権利、利益の保護に資するため…」は大切なことだと思います。	
	政策法務	B	・茅ヶ崎市/17 条/（政策法務等）適切に制定し、又は改廃/現状に合わない条例は見直すべきと思う	現状に合わせていく！
	他自治体、国等との連携	A	・知立市 14 条、茅ヶ崎市 29 条/他の地方公共団体との連携。国等との連携、協力/連携と協力に努めるか	意図を明確に
		B	・一宮市/23 条/国との連携/市民の行動は広域化しているため大和 8 条	
		B	・流山市/19 条 1、2 項/近隣の自治体との協力/近隣市町があって成り立っている町だから	
	説明責任	A	・柏崎市/17 条/説明責任/市民に自治体は何を何故やっているかを知ってもらうことが必要	市民に理解してもらう
		C	・安城/24 条/説明責任/市民参加	
	行政評価	C	・流山市/24 条/行政評価/行政評価の対象を政策、施策、事業など全般にわたっている	流山市は幅広い
	災害時の対応	B	・士別市/35 条/災害等緊急時の対応/東南海沖地震は市民共通の不安であり、緊急時における対応や準備が必要と思う	流山 27 条危機管理対応
	地域の特性、方向性の明示	A	・大和市/29 条/厚木基地/地域資源、環境に対しての明記。取組を共通認識として持てると良いと思いましたので	五条川を特別に位置づける？
8. 条例の実効性の確保 ○条例の遵守 ○条例の検証・見直し	見直しの規定	B	・茅ヶ崎市/30 条 1 ～ 5 項/条例の検証等/期間は何年がいいのか議論するところですか。 ・一宮市/25 条/この条例の見直し/年数の記載がない「社会情勢の変化等により」が実情に合う。4 ～ 5 年で憲法は変わらない。 ・一宮市/25 条/この条例の見直し/岩倉はコンパクトな町だから広い範囲から意見を拾うことが可能だと思う ・一宮市/24 条/この条例の遵守など ・大口町/20 条 1 項/条例の見直しは社会の変化に伴い必要となるから	期間、市民委員（広い範囲から意見を）
		A	茅ヶ崎 etc/附則/見直しを予め考え時期を記してある	見直しの時期を規定 方法は？評価基準は？
	附則 市長による周知	B	・安城市/附則 2 項/市長の広報活動/旗ふって下さい	